

公益財団法人総合花巻病院に対する財政支援を行います

花巻市は、公益財団法人総合花巻病院（以下「同法人」という。）に対し、5億円の財政支援（補助金の交付）を決定し、3月22日の臨時議会で財政支援に必要な補正予算の議決をいただきましたので、お知らせします。

概要

同法人は、コロナ禍による減収、建物・医療器具などの減価償却費の負担、旧病院の解体費・土壌改良費などの負担などにより、昨年3月期決算で債務超過となり、本年3月期決算でも債務超過が見込まれておりました。仮に同法人が2事業年度連続で債務超過（純資産額が300万円未満）となった場合には、法律（※）に基づき定時評議員会終結時に自動的に解散となり、事業の継続に重大な支障が生じる可能性がありました。

そこで、本市は、本市における医療の中核をなす総合花巻病院を維持するため、同法人の本年3月期の債務超過を回避すべく、昨年12月以来、同法人と協議し、また同法人の金融債権者（金融機関）と十数回にわたる対策会議を開催し、同法人に対する財政支援策を検討してきました。

協議の結果、同法人が外部医療コンサルタントによる事業分析に基づく事業再生計画を策定し、また金融債権者が合計6億円の債務減免を決定したことから、本市としても3月22日開催された臨時議会に補正予算を上程し、同法人の支援要請に基づき5億円の財政支援を決定しました。これにより、同法人の本年3月期の債務超過が回避され、病院の運営を継続することができることとなりました。

※（参考）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第202条第2項

一般財団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも三百万円未満となった場合においても、当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する。

今後の対応

今回の花巻市による財政支援及び金融債権者による債務減免により、同法人は解散することなく今後も病院の運営を継続することができます。

同法人は今後医療コンサルタントが推奨する収益改善策及び経費削減策を継続的に実施するとともに、医療コンサルタント及び専門家チーム（弁護士、公認会計士）の支援を受けながら、債務減免された金融債務を除く、金融機関に対する金融債務の具体的な返済計画を含む事業再生計画を策定、実行することとしています。

本市としましては、今後も金融債権者と連携を取りながら、同法人が安定した経営のもと花巻市の中核的医療機関としての機能を果たせるよう引き続き同法人の状況をモニタリングしつつ、支援してまいります。

市長コメント

花巻市は、当市において中核をなす医療機能などを維持するとの観点から、金融機関と協調して、公益財団法人総合花巻病院へ財政支援を行います。

市としては、5億円の補助金を本年3月末に同法人に支出することとし、3月22日、それに関わる令和5年度補正予算を市議会に議決いただきました。

また、金融機関には総額6億円の債務減免などの金融支援を行っていただきます。昨年12月に市との協議を開始して以降、極めて短時間の間に英断いただいたことに対し、感謝を申し上げます。

今後も金融機関とともに、同法人の事業再生をモニターし、同法人に対する助言を継続しながら、同法人の医療機能などが維持されるように努めてまいります。